

第45回議会運営委員会

と き 平成29年9月12日（火）

午前11時

ところ 第2委員会室

付議事項

1 議会基本条例及び議会会議規則の改正について

議会基本条例の検証結果に基づき、別紙のとおり改正を行う。

2 平成29年第3回（9月）定例会に関する事項について

(1) 附帯決議について

一般会計予算決算常任委員会において、全員賛成で附帯決議が可決された。については、議案第55号が本会議において認定された場合、当該附帯決議案の上程から採決までを行う。

なお、議案第55号が本会議において不認定の場合、附帯決議について議事日程から削除する。

- ・議案第55号平成28年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議について

(2) 所管事務調査報告について

産業建設常任委員会の所管事務調査報告（地域公共交通）を9月定例会最終日の9月15日に行う。

(3) 議会運営委員会の委員会提出議案について

委員会提出議案「山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」及び「山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括上程、説明、質疑、討論、採決を行う。

(4) 議会のあり方調査特別委員会の最終報告及び委員会提出議案について

議会のあり方調査特別委員会から最終報告があり、報告後に委員会提出議

案「山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を上程、説明、質疑、討論、採決を行う。

(5) 理科大特別委員会の最終報告について

山口東京理科大学薬学部設置促進並びに利活用調査特別委員会から最終報告を行う。

(6) 議事日程変更案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
9	15	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 (議案第55号附帯決議については、<u>附帯する議案の認定後に上程、説明、質疑、討論及び採決</u>) ・<u>所管事務調査報告</u> ・<u>委員会提出議案2件を一括上程、説明、質疑、討論及び採決</u> ・<u>議会のあり方調査特別委員会の最終報告について</u> ・<u>委員会提出議案1件を上程、説明、質疑、討論及び採決</u> ・<u>理科大特別委員会の最終報告について</u> ・閉会中の調査事項について

3 その他

(1) 全員協議会の開催日

- ・9月15日(金)午前9時15分 議運決定事項

(2) その他

委員会提出議案第 号

山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

提出者 議会運営委員長 大井 淳一郎

山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第26条」に、「第28条—第31条」を「第27条—第30条」に、「第32条・第33条」を「第31条・第32条」に、「第34条・第35条」を「第33条・第34条」に、「第36条」を「第35条」に改める。

第23条を次のように改める。

（議会広聴の充実）

第23条 議会は、多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めます。

第25条を削る。

第26条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 全員協議会記録

第26条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第7章中第28条を第27条とし、第29条から第31条までを1条ずつ繰り上げる。

第8章中第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。

第9章中第34条を第33条とし、第35条を第34条とする。

第10章中第36条を第35条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 説明責任を果たす議会 (第24条—<u>第26条</u>)</p> <p>第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等 (<u>第27条—第30条</u>)</p> <p>第8章 議会事務局等の体制整備 (<u>第31条・第32条</u>)</p> <p>第9章 他の条例等との関係及び見直し手続 (<u>第33条・第34条</u>)</p> <p>第10章 補則 (<u>第35条</u>)</p> <p>附則</p> <p><u>(議会広聴の充実)</u></p> <p><u>第23条 議会は、多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めます。</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 説明責任を果たす議会 (第24条—<u>第27条</u>)</p> <p>第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等 (<u>第28条—第31条</u>)</p> <p>第8章 議会事務局等の体制整備 (<u>第32条・第33条</u>)</p> <p>第9章 他の条例等との関係及び見直し手続 (<u>第34条・第35条</u>)</p> <p>第10章 補則 (<u>第36条</u>)</p> <p>附則</p> <p><u>(意見箱の設置)</u></p> <p><u>第23条 議会は、広く市民の声を聴くために意見箱を設置します。</u></p> <p><u>(市議会出前講座の実施)</u></p>

(情報の公開)

第25条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

(1)・(2) (略)

(3) 全員協議会記録

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

第26条 (略)

第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等

第27条 (略)

第28条 (略)

第29条 (略)

第30条 (略)

第8章 議会事務局等の体制整備

第31条 (略)

第25条 議会は、市民からの要請に応じてその有する情報を提供するため、市議会出前講座を行います。

2 出前講座に関することは、別に定めます。

(情報の公開)

第26条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

第27条 (略)

第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等

第28条 (略)

第29条 (略)

第30条 (略)

第31条 (略)

第8章 議会事務局等の体制整備

第32条 (略)

第32条 (略)

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

第33条 (略)

第34条 (略)

第10章 補則

第35条 (略)

第33条 (略)

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

第34条 (略)

第35条 (略)

第10章 補則

第36条 (略)

委員会提出議案第 号

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 年 月 日提出

提出者 議会運営委員長 大井 淳一郎

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則
山陽小野田市議会会議規則（平成17年山陽小野田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 議員の派遣（第166条）

第8章 補則（第167条）」を

「第7章 協議又は調整を行うための場（第166条）

第8章 議員の派遣（第167条）

第9章 補則（第168条）」に改める。

第167条を第168条とする。

第8章を第9章とする。

第166条を第167条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第166条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査、市政に関する重要事項 又は議会の運営に関し協議又は調整 を行うこと。	全議員	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 協議又は調整を行うための場 (第166条)</u></p> <p><u>第8章 議員の派遣 (第167条)</u></p> <p><u>第9章 補則 (第168条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第7章 協議又は調整を行うための場</u> <u>(協議又は調整を行うための場)</u></p> <p><u>第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場 (以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</u></p> <p><u>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</u></p> <p><u>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定め</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 議員の派遣 (第166条)</u></p> <p><u>第8章 補則 (第167条)</u></p> <p>附則</p>

る。

第8章 議員の派遣

第167条 (略)

第9章 補則

第168条 (略)

別表 (第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
<u>全員協議会</u>	<u>議案の審査、市政に関する重要事項又は議会の運営に関し協議又は調整を行うこと。</u>	<u>全議員</u>	<u>議長</u>

第7章 議員の派遣

第166条 (略)

第8章 補則

第167条 (略)